

北九州市公共事業評価に関する検討会議開催要綱

（目的）

第1条 この要綱は、北九州市公共事業評価システム要綱（以下「システム要綱」という。）第8条の規定により開催する「北九州市公共事業評価に関する検討会議（以下「検討会議」という。）」の組織及び運営に関する事項を定める。

（検討会議の役割）

第2条 検討会議は、システム要綱第9条の規定に基づき、市が行う公共事業について、外部の視点から意見を述べる（外部評価）とともに、北九州市公共事業評価システムについて意見を述べる。

（検討会議の組織及び構成員）

第3条 構成員は、学識経験者及び有識者のうちから市長が依頼する。

- 2 検討会議の構成員は、6名程度とする。
- 3 検討会議に座長を置き、構成員の互選により選任する。
- 4 座長は、検討会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 座長の指名により検討会議に副座長を置き、座長に事故があるとき、または座長から申し出がありかつ出席構成員全員の同意があったときは、副座長がその職務を代理する。
- 6 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員の再任は妨げない。
- 7 構成員に欠員が生じたときは、補欠構成員を選任できる。補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 公共事業の内容により、専門的な見地からの意見聴取が特に必要であるときは、検討会議に臨時構成員を置くことができる。
- 9 臨時構成員は、当該公共事業について専門的な見識のある者のうちから市長が依頼する。

（会議）

第4条 検討会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 構成員は、検討会議の対象となる公共事業が、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（の従事する業務）に直接の利害関係のあるときは、検討会議の議事に参加することができない。ただし、出席構成員全員の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。
- 3 座長が前項ただし書の規定により議事に参与するときは、第1項の規定にかかわ

らず、副座長が座長の職務を代理する。

- 4 検討会議は、必要に応じて、事案に係りのある職員、特定の分野に関する学識経験のある者等の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができる。

(検討会議の会議等の公開)

第5条 会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、検討会議の決定により公開しないことができる。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 北九州市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当する事項を検討する場合

(3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

(4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(検討会議の庶務)

第6条 検討会議の庶務は、財政・変革局市政変革推進室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営及び議事進行方法に関し必要な事項は、座長が定める。

付則

1 この要綱は、平成19年11月26日から施行する。

2 北九州市公共事業再評価委員会設置要綱は廃止する。

3 北九州市公共事業再評価委員会運営要領は廃止する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。